

佐賀県公報

平成17年
3月14日(月)
第12579号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

四 次

公 叩

- 平成十七年度佐賀県製菓衛生師試験の実施
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定
- 佐賀県庁通送業務委託における一般競争入札

○ 公 叩

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成17年度佐賀県製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成17年3月14日

佐賀県知事 古川 康

1 試験期日

平成17年5月17日(火)

2 試験場所

佐賀市多布施二丁目7番44号

3 試験科目及び時間

- (1) 集合時間
- (2) 試験時間
- (3) 試験科目

午前9時30分
午前10時から正午まで

午前9時から午後5時まで

技術

- (4) 試験科目の一部免除
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出るものについては、上記試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日時点において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が3年を超えるもの

- (4) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

5 受験手続

- (1) 受付期間

平成17年4月11日(月)から4月25日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
なお、郵送の場合は、4月25日の消印のあるものまで受け付けます。

- (2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

- (3) 提出先

ア 県内に住所を有する者にあっては、県内各保健所
 イ 県外に住所を有する者にあっては、佐賀県健康福祉本部生活衛生課又
 は県内各保健所

の位置を次のとおり指定した。

(4) 提出書類

ア 受験願書(所定の様式のもの)

イ 写真(出願前6月以内に上半身脱帽で正面を撮影した名刺版無台紙の
 もの)

ウ 受験資格の(1)に該当する者にあっては、厚生労働大臣の指定する製菓

衛生師養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 受験資格の(2)に該当する者にあっては、学校教育法第47条に規定する

ものであることを証する書類(中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書)及び菓子製造業従事証明書

オ 受験資格の(3)又は(4)に該当する者にあっては、それぞれ受験資格を有

することを証する書類

カ 試験科目の一部免除を願い出る者は、職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士であることを証する書類(技能検定合格証書の写し)

(5) 受験手数料

9,400円(佐賀県証紙を受験願書にはり付け納入すること。)

なお、いったん納入した手数料は、申し込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しません。

(6) 受験願書用紙の交付場所

ア 佐賀県健康福祉本部生活衛生課

(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

イ 県内各保健所衛生対策課

ウ 佐賀県菓子工業組合

6 その他

受験手続その他詳細については、県内最寄りの保健所又は佐賀県健康福祉

本部生活衛生課(電話0952-25-7077)に問い合わせてください。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年3月14日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
29	多久市多久町1102番7	平成17年2月28日	6.00	56.06

指定図面は、佐賀県国土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月14日

収支等命令者

佐賀県経営支援本部総務法制課長 松信徹博

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名 佐賀県庁遞送業務委託

(2) 委託業務内容 佐賀県庁と県内の現地機関及び各市町村とを巡回し公文書等を配達する業務、配達前の準備業務及び配達後の整理

業務

(3) 契約期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 入札方法 一日当たりの単価(消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)を入札すること。

2 入札参加資格

次の事項を満たしていること。

(1) 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号) 第2

条第7項第1号に規定する特定信書便の役務を内容とする特定信書便事業
許可を有すること又は平成17年3月31日までに取得予定であること。

(2) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に規定する一般貨物自動
車運送事業の許可を受けていること又は平成17年3月31日までに取得予定
であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県経営支援本部総務法制課文書法担当(佐賀県庁本館1階文書担当)

(2) 入札説明書の交付方法 平成17年3月14日から3月22日までの期間、前記(1)の部局で随時交付する。

(3) 入札書の提出方法 前記(2)の部局に持参し、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(4) 入札書の提出期限 平成17年3月23日午後4時

(5) 開札の日時及び場所 平成17年3月23日午後4時30分
佐賀県庁本館1階総務法制課文書担当執務室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

(4) 入札の中止 次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

ア 当該入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

イ 当該入札について、特段の理由により中止をする必要があると認めるとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成17年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。

(9) 当該入札について定めのない事項については、佐賀県財務規則の定めによるものとする。

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月十四日印刷及び発行
者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発 行 定 日 每 週 月 水 金 曜 金 画 日
西 部 印 刷 企 画 (株)